

公立大学法人高崎経済大学報酬及び謝金に関する規程

平成23年度

規程第40号

(趣旨)

第1条 公立大学法人高崎経済大学における審議会委員等に対する報酬及び講演会講師等に対する謝金は、別に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(報酬の額)

第2条 審議会委員等に対する報酬の額は、別表第1のとおりとする。ただし、法人の職員が別表第1に掲げる職を兼ねる場合は、当該報酬を支給しない。

2 講演会講師等に対する謝金の額は、別表第2のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬又は謝金が日額で定められている場合は、業務のため出勤した日数に応じてその都度支給する。

2 時間額で定められている場合は、その月に業務のため出勤した時間数を取りまとめ、翌月に支給する。

(交通費等の支給)

第4条 審議会委員等が、業務の遂行のため旅行したときは、公立大学法人高崎経済大学職員等の旅費に関する規程（平成23年度規程第39号）の例により旅費を支給することができる。

(委任)

第5条 この規程に定めのない報酬は、理事長が別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、経営審議会及び教育研究審議会に諮り、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に実施したものにかかる報酬は、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月7日第14号）

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分	報酬額
経営審議会委員	日額 15,000 円
教育研究審議会委員	日額 15,000 円
その他の委員等	日額 8,200 円以下

別表第2（第2条関係）

区分	内容	報酬額
講演会等講師謝金	学術講演会・シンポジウム等で学外の講師を依頼する場合の謝金	日額 100,000 円以下又は時間額 20,000 円以下
セミナー等講師謝金	学生・教職員等を対象とした研修・セミナー等の講師謝金	日額 100,000 円以下又は時間額 20,000 円以下
学位論文審査謝金	学位論文審査における学外者に対する謝金	論文審査 1 件 50,000 円 審査会議 日額 15,000 円
広報活動等謝金	広報活動等に協力した学外者・学生に対する謝金	日額 3,000 円以下